

1 基本計画の目的

地下水中の硝酸性窒素対策に関する取組みの推進が必要な市町村や地域を明確化し、市町村の個別計画策定を支援することで、硝酸性窒素対策の効果的かつ更なる推進を図る。

2 基本計画策定の背景

- (1) 硝酸性窒素※の広域的な高濃度化により削減計画が策定された荒尾・熊本両地域において、平均濃度は減少等の改善が見られるが、一部、環境基準超過が継続あるいは濃度が更に上昇傾向を示す井戸が確認されている。
- (2) 荒尾・熊本地域以外でも、水道未普及地域での基準超過による飲用不可の井戸や長期間調査が行われていない地域などが確認されている。
- (3) 市町村が具体的かつ計画的な対策に取り組むことが出来るよう、「市町村や地域ごと」の状況に応じた地下水保全に係る取組みをより推進する必要がある。

※ 硝酸性窒素は、それ自体は急性毒性をほとんど持たないが、乳幼児の胃の中で亜硝酸性窒素に還元された後体内に吸収され、酸素欠乏症を引き起こすといわれており、水道水の水質基準及び地下水の環境基準として、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の合計量 10 mg/L 以下と定められている。

3 計画の概要

- (1) 取組みの推進が必要な市町村や地域の見える化推進

県内市町村※1

解析結果を基に2種類に分類

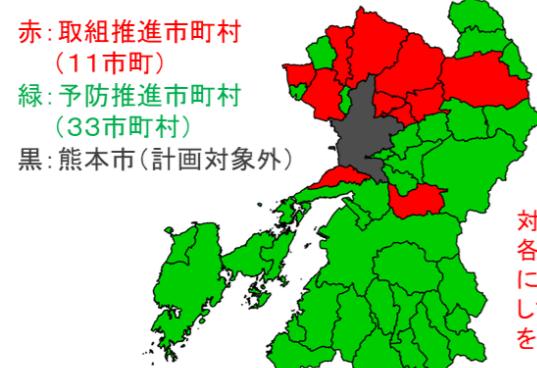


※1 既に個別計画を策定している熊本市を除く。

取組推進市町村	予防推進市町村
①または②が存在する場合 ① 5 mg/L 超過 水道水源 ② 5 mg/L 超過 個別井戸 ※2	左記①、②どちらにも該当しない場合

※2 水道未普及地域で半径500m以内に複数箇所

取組推進市町村等の設定



対策が急務な各取組推進市町村について、より優先して取り組む地域を設定

図 取組推進市町村等一覧

取組推進区域の設定

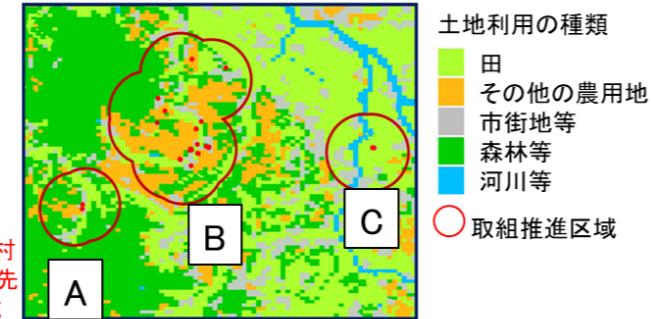


図 取組推進区域及び土地利用状況(例)

取組推進市町村：荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、阿蘇市、合志市、美里町、和水町、大津町、菊陽町

3 (2) 市町村の個別計画の策定推進

表1 (3) 取組内容の設定

主な取組内容	取組みの性質		市町村の種類		予防推進市町村
	発生源対策	健康被害防止	取組推進市町村	左記区域以外	
①地下水質調査	○	★	★	★	★
②飲用対策	○	★	☆	☆	☆
③生活排水及び事業場排水対策	○	★	☆	☆	☆
④施肥に関する取組み	○	★	☆	☆	☆
⑤畜産に関する取組み	○	★	☆	☆	☆
⑥①～⑤に関する普及啓発	○	○	★	★	★

★: 市町村で検討が必要

☆: 従来の取組みを継続(ただし、市町村で独自に検討)

各市町村の分類及び(1)実態把握の結果に応じて必要な取組内容等を県が提示

表2 (4) 取組目標の設定

取組項目	取組指標例
①地下水調査	・水道未普及地域における飲用井戸把握件数及び簡易水質検査実施数 ・各水道水源の水質検査数
②飲用対策	・飲用井戸の水質検査指導数及び飲用指導率 ・浄水器補助数及び周知数
③排水対策	・浄化槽の不適正処理件数 ・下水道区域外における合併処理浄化槽の設置数
④施肥に関する取組み	・適正施肥遵守率 ・土壤分析数 ・環境保全型農業への支援数
⑤畜産に関する取組み	・堆肥広域流通量 ・堆肥野積みパトロール及び指導数
⑥①～⑤に関する普及啓発	・水道接続普及促進のための啓発 ・下水道接続普及促進のための啓発 ・施肥や堆肥の適正利用に関する啓発

県が、県内の取組み内容を取りまとめ
市町村に提示

基準	目標
市町村は、県の助言等や関係機関との協議結果を基に目標等を設定	

4 基本計画の期間・主な目標

計画の期間：令和6年（2024年）4月～令和26年（2044年）3月

表3 計画の主な目標

指標	現状	目標
取組推進市町村数	11市町 R5年度(2023年度)	R25年度(2043年度)(基本計画策定後20年後)までに10%以下、将来的に0%
基準超過戸数	55戸 R4年度(2022年度)	R25年度(2043年度)(基本計画策定後20年後)までに10%以下、将来的に0%

5 目標達成のためのロードマップ



*予防推進市町村については、県との協議や実態把握等の結果によっては指針等での策定も可とする。